

特定施設・団体等との随意契約一覧

1. 契約締結前の公表事項（事前公表）

| 事業名称 | 事業場所 | 事業（契約）の内容 | 契約の相手方の決定方法又は選定基準 | 申請方法 | この事業に対する連絡先 |
|--------------------|---|-------------------|---|--|---|
| 名護市四支所夜間受付及び日直業務委託 | ①羽地支所 名護市字仲尾次829番地 ②久志支所 名護市字瀬嵩7番地1 ③屋我地支所 名護市字饒平名1177番地1 ④屋部支所 名護市字屋部44番地 | 名護市四支所における夜間の受付業務 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 名護市、国、その他地方自治体と同種の契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。 なお、本市に団体等が複数ないため、1者から見積書を徴し予定価格以下であれば契約する。 | 1. 見積書提出 提出期限：令和8年3月31日（火） 提出先：名護市地域経済部羽地支所地域振興係 | 担当：名護市地域経済部羽地支所地域振興係 電話：0980（58）1221 |

2. 契約締結後の公表事項（事後公表）

| 契約の相手方 | 契約締結日 | 契約金額 | 契約の相手方とした理由 |
|---|----------|-----------------------------------|---|
| 沖縄県名護市大中二丁目12番1号 公益社団法人 名護市シルバー人材センター 理事長 岸本 文政 | 令和8年4月1日 | 夜間受付：7,563円（日額） 日直：11,344円（日額） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 選定基準を満たしているものが当該団体のみであるため。 ・ 地方自治法第167条の2第3項に規定する団体（シルバー人材センター）であるため。 ・ 高齢者の雇用機会の確保を図るため。 |